

東京ビル再整備事業 既存施設の解体に係る契約書（案）に関する質問の回答（第1回）

No.	タイトル	該当箇所					質問	回答
		頁	数	(数)	か	(か)		
1	既存施設の解体に係る契約書（案）	1					この契約は「宮崎県工事請負契約約款」をベースに、最小限の修正を加えたものと思われま。必ずしも本事業における既存施設の解体工事（本工事）に適用されるものではなく、適宜、本工事に適合するように解釈運用されるものとの理解でよろしいでしょうか。	「既存施設の解体に係る契約書（案）」は、宮崎県工事請負契約約款をベースに、本事業における既存施設の解体に係る工事解体設計、解体工事及び解体工事監理の内容にあわせて一部を変更したものです。他の条項に関わるもの等、適用しない条項であっても削除していない条項がありますが、それらについては、既存施設の解体に係る契約書（案）において「0回」や「適用しない」ことを明記しております。その他の部分については、そのまま適用することを想定しております。
2	既存施設の解体に係る契約書（案）	1	1	(2)			第3条(1)等に出てくる「基本協定書」の定義をご教示ください。	基本協定書は、本事業における当事者の役割及び基本的合意事項について定めるとともに、既存施設の解体撤去、本施設の整備に関する事項、民間施設の運営に関する事項、県及び選定事業者の関連契約の締結に関する事項等を定めたもので、県と選定事業者の構成員全員とで締結します。本事業の公募開始時に募集要項等とともに案を示しておりますので、御確認ください。
3	様式3 7条2項	4	7	2			下請負人を県内に主たる事業所を有する者の中から選定するよう努力するとありますが、東京に従たる事業所のない県内業者に対して見積徴収義務はありますか？	既存施設の解体業務を行う事業者が県外に営業上の本店を置く者を下請負人とした場合は、既存施設の解体に係る契約約款第7条第1項の通知とあわせて宮崎県建設工事元請・下請関係適正化等指導要綱に基づく下請負人選定理由書を提出していただく必要がありますが、この理由書に記載していただく選定理由については、相見積の結果に限定しておらず、見積徴収義務を課すものではありません。
4	下請負人の通知等	4	7	2			本件解体工事は施工場所が東京都ですので、第7条第2項は削除願えないでしょうか。もし削除いただけない場合、本項は、受注者に努力義務を課しているものと考えられますが、受注者が解体工事を施工するにあたり経済合理性等の観点から同項の規定に合致しない下請負人を選定したとしても、第46条(5)や第49条に規定された「この契約に違反したとき」には該当しないと理解してよいでしょうか。	既存施設の解体に係る契約約款第7条第2項は原文のままとなります。 下請負人の選定に当たり、検討の結果、合理的な理由により県外に営業上の本店を置く者を下請負人としたとしても、そのことのみをもって契約違反となるものではありません。 No.3も参照してください。

東京ビル再整備事業 既存施設の解体に係る契約書（案）に関する質問の回答（第1回）

No.	タイトル	該当箇所					質問	回答
		頁	数	(数)	か	(か)		
5	建設資材を県外から購入	4	7	2			<p>本件解体工事は施工場所が東京都ですので、第7条の2は、削除願えないでしょうか。もし、削除いただけない場合、解体工事の施工に伴い受注者が購入する建設資材の一切について同項の規定に従わなければならないということでしょうか。あるいは、対象となる建設資材について、一定額以上の金額基準等が設けられることになるのでしょうか。</p> <p>また、同条第2項は受注者に努力義務を課しているものと考えられますが、受注者が解体工事を施工するにあたり経済合理性等の観点から同項の規定に合致しない建設資材を購入したとしても、第46条（5）や第49条に規定された「この契約に違反したとき」には該当しないと理解してよいでしょうか。</p>	<p>既存施設の解体に係る契約契約約款第7条の2は原文のままとします。</p> <p>この規定の対象となる建設資材について、この規定の他に定める金額の基準等はありません。</p> <p>既存施設の解体工事に係る建設資材の購入先の選定に当たり、検討の結果、合理的な理由により県外に営業上の本店を置く者を購入先としたとしても、そのことのみをもって契約違反となるものではありません。</p> <p>なお、県外に営業上の本店を置く者を購入先とした場合は、同約款第7条の2第1項の規定に基づき、購入先の名称、購入資材の名称・金額、県外業者から購入することとした理由等を通知していただく必要があります。</p>
6	監督員	5	9				<p>県は監督員を置く予定はあるのでしょうか。置く場合、どのような方を配置する予定なのでしょうか。</p>	<p>監督員は置く予定ですが、具体的にどのような者を配置するかは未定です。</p>
7	設計図書不適合	9	17				<p>既存図面と実際が異なっていたり、アスベスト調査で発見できなかったアスベストや、予見できなかった地中障害などは、設計図書に適合しない場合に該当し、県が必要な費用負担を行うという理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>県が公募書類の一つとして提供している既存施設図面は、図面に記載のとおり、現在のものとは一部異なります。既存施設の解体に係る契約契約約款第2条の2に規定しているとおり、解体工事前に、事業者において既存施設及び対象敷地の調査を行った上で、解体設計図書を作成し、これに基づいて解体業務を行っていただくこととなります。</p> <p>選定事業者が実施した調査の結果、既存図面と実際の工事現場との不一致やアスベストや地中障害を発見したときは、それらが既存施設の解体に係る契約契約約款第18条第1項第4号又は第5号に該当するものであるときに限り、県は、同条第5項の規定により必要な費用を負担します。</p>

東京ビル再整備事業 既存施設の解体に係る契約書（案）に関する質問の回答（第1回）

No.	タイトル	該当箇所					質問	回答
		頁	数	(数)	冊	(冊)		
8	様式3 18条1項(4)	10	18	1	(4)	解体工事期間中の予期せぬ支障物が発見された場合の措置は本項本号に従い県の費用負担と理解してよろしいですか？	解体工事期間中に予期せぬ支障物が発見された場合は、その内容が既存施設の解体に係る契約契約約款第18条第1項第4号又は第5号に該当するものであるときに限り、県は、同条第5項の規定により必要な費用を負担します。基本協定書（案）第9条も参照してください。	
9	物価変動に基づく請負代金の変更	12	25			第25条（削除）となっているのは、「賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更」に関して定めた規定を削除されたものと思慮いたします。 募集要項7頁に記載の事業スケジュールにおいて既存施設の解体期間が17カ月の想定となっており、契約期間が1年を超えることから、公共工事標準請負契約約款と同様の定めを設けていただけないでしょうか。	原文のままとします。 本事業における県施設の整備は、民間事業者が整備した施設の一部を県が買い取るものであることから、県が支払う既存施設の解体費用並びに県施設の区分所有権及び共用施設の持分の売買代金について、提案金額によることとし、同様に、選定事業者が県に支払う借地料についても、提案金額によることとしております。	